



佐賀県公報

平成16年
2月27日
(金曜日)
第 12422号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 鳥獣保護区特別保護地区の指定
- 佐賀県建設工事請負契約約款の一部改正

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示
- 大規模小売店舗の変更に係る意見
- " "
- 建設業の許可の取消処分

○ 告 示

(商 工 課) 二	(一) () 三
(監 理 課) 四	(一) () 四

線を北東へ進み大字松隈字権現平五九三番一地先の小川に至り、同小川を北へ進み林道李の瀬線との交点に至り、同林道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十六年二月二十七日から平成二十五年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 特別保護地区に係る鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 特別保護地区の指定目的

当地区は、佐賀県の北東部に位置する脊振山鳥獣保護区の南方にあって、クス等の天然林が数多く生育する権現山を中心とした区域である。

そこには、アオゲラ、フクロウ、オオルリ、エナガなど多種多様の鳥類が生息しており、権現山の天然林は、カツコウ、アオバズク、ツグミ、ジヨウビタキなど春秋の渡り鳥の中継休息林としても利用され、鳥獣の生息生態上重要な地域である。

また、特別保護地区の南方には村民憩いの場である権現山生活環境保全林があり、愛鳥思想の普及啓発や児童生徒の情操教育にとつても非常に適した地域であるため、特別保護地区の指定を行い、その保全を図る。

ハ 特別保護地区の管理方針

区域界の主な場所に特別保護地区の標識を設置し、特別保護地区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、隨時特別保護地区内を巡視する等して特別保護地区の管理に当たる。

また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。

神埼郡東脊振村の林道李の瀬線と村道権現平線と林道松隈線との三叉路を起点とし、林道松隈線を南東へ進み権現山生活環境保全林内の駐車場に至り、同駐車場から伸びている歩道をトムソーヤの森を左手にみて北西へ進み権現山生活環境保全林と国有林佐賀事業区四十二林班との境界線に至り、同境界

平成16年2月27日(金)

群岡県賀佐

佐賀県建設工事課係課課長（平成九年佐賀県知事令第11号）の「届を次
のものと認用し、平成十一年三月一日至る間取扱ふ。」

平成十一年三月一十七日

佐賀県民書　印　三　　謹

仲裁合意書中「公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律」を「仲裁法」に改
める。

○ 告白

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第
5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項におい
て準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年2月27日

佐賀県知事　古川康

- 1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐賀玉屋
 - (2) 変更しようとする事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 平成16年2月27日(金)
- (1) 変更する年月日
平成14年10月1日
- (2) 変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業
を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社 佐賀玉屋

代表取締役 田中丸 善亮

佐賀市中の小路2番5号

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 佐賀玉屋

代表取締役 田中丸 善亮

佐賀市中の小路2番5号

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

専用駐車場（佐賀玉屋立体駐車場）	173台
屋外駐車場（中ノ小路駐車場）	100台
屋外駐車場（八幡神社駐車場）	40台
屋外駐車場（大通り駐車場）	58台
屋外駐車場（唐人南駐車場）	190台
屋外駐車場（肥前酒販駐車場）	35台
合計	696台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

新館建物敷地南側 92台

新館南側 40台

合計 132台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

本館西側 215.1平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

本館敷地外北側 40.5立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後8時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

専用駐車場(佐賀玉屋立体駐車場) 午前9時から午後8時まで

屋外駐車場(中ノ小路駐車場) 午前9時から午後9時まで

屋外駐車場(松原駐車場) 午前9時から午後8時まで

屋外駐車場(八幡神社駐車場) 午前9時から午後9時まで

屋外駐車場(大通り駐車場) 午前9時から午後9時まで

屋外駐車場(唐人南駐車場) 午前9時から午後9時まで

屋外駐車場(肥前酒販駐車場) 午前9時から午後9時まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

専用駐車場(佐賀玉屋立体駐車場) 1箇所

屋外駐車場(中ノ小路駐車場) 2箇所

屋外駐車場(松原駐車場) 1箇所

屋外駐車場(八幡神社駐車場) 1箇所

屋外駐車場(大通り駐車場) 1箇所

屋外駐車場(唐人南駐車場) 2箇所

屋外駐車場(肥前酒販駐車場) 1箇所

合 計 9箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後6時まで

届出年月日

平成16年2月12日

関係書類の縦覽

(1) 縦覽場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覽期間

平成16年2月27日から
平成16年6月26日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覽期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県経済部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覽に供します。
平成16年2月27日

佐賀県知事 古川康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーモリナガ高木瀬店

佐賀市高木瀬町大字東高木250番地1

2 届出の内容

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

3 意見の概要

- (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町村名

佐賀市

- (イ) 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月27日から

平成16年3月26日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条

第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、川副町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年2月27日

佐賀県知事 古川 康

意見なし

- (2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県経済部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年2月27日から

平成16年3月26日まで

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成16年2月27日

佐賀県知事 古川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条による届出のあった年月日
平成15年11月5日	原建設合名会社 杵島郡大町町大町 佐賀県知事許可 (般-13) 8878番地3 第1394号	原三千男 佐賀県知事許可 工事業に係る一般建設業の許可 土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可 土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可	平成15年10月10日
2 届出の内容	大規模小売店舗の新設			
3 意見の概要	(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要			
ア 市町村名	川副町			
イ 法第4条「指針」に係る意見				

(金) 平成16年2月27日

平成15年 11月11日	新栄建設 佐賀郡大和町久池井 1566番地31 第0249号	川原田チトセ 佐賀県知事許可 (般-11)	土木工事業 とび・ 土工工事業、管工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年9月 29日	平成15年 12月24日	西原水道 三養基郡北茂安町白 壁3262番地1	西原 伸秋 佐賀県知事許可 (般-11) 第9294号	土木工事業、とび・ 土工工事業及び水 道施設工事業に関 する一般建設業の 許可	平成15年12月 9日
平成15年 11月25日	古賀豊工業所 佐賀市水ヶ江一丁目 13番39号	古賀 宗男 佐賀県知事許可 (特-13) 第3799号	内装工事業に関する一般建設業の許 可	平成15年10月 28日	平成16年 1月 5日	有限会社原口建設 佐賀郡大和町尼寺14 41番地	原口 直能 佐賀県知事許可 (般-13) 第8738号	土木工事業 とび・ 土工工事業及び水 道施設工事業に関 する一般建設業の 許可	平成15年9月 17日
平成15年 12月11日	有限会社佐賀興産 藤津郡鷲田町五反田 甲263番地 1	山口 齊 佐賀県知事許可 (般-11) 第347号	土木工事業、舗装 工事業及び水道施 設工事業に関する一 般建設業の許可	平成15年12月 1日	平成16年 1月 6日	有限会社弥川建設 藤津郡太良町大浦丁 2049番地	弥川 博善 佐賀県知事許可 (般-12) 第8124号	土木工事業 とび・ 土工工事業に関する 一般建設業の許 可	平成15年10月 3日
平成15年 12月11日	株式会社ダス・ハウ ス 佐賀市御本町4番1 号	石橋 弘吉 佐賀県知事許可 (般-12) 第0717号	建築工事業に関する一般建設業の許 可	平成15年8月 22日	平成16年 1月 7日	有限会社九光電建 三養基郡上峰町江迎 1143番地	松永 重徳 佐賀県知事許可 (般-11) 第9382号	土木工事業 とび・ 土工工事業、石工 事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年2月 3日
平成15年 12月17日	木村設備 小城郡小城町上町 879	木村 和則 佐賀県知事許可 (般-13) 第3652号	土木工事業、管工 事業及び水道施設 工事業に関する一 般建設業の許可	平成15年8月 27日	平成16年 1月13日	株式会社鳥井組 多久市北多久町小侍 742番地 2	鳥井 寛敏 佐賀県知事許可 (般-11) 第3614号	鋼構造物工事業に 関する特定建設業 の許可	平成15年8月 28日
平成15年 12月17日	株式会社西村土木建 設 佐賀郡諸富町山領 332番地 1	西村 秀樹 佐賀県知事許可 (般-13) 第5466号	造園工事業に関する 特定建設業の許 可	平成15年10月 8日	平成15年 1月19日	有限会社龍土木 鳥栖市壹方町218番 地3	龍 博明 佐賀県知事許可 (般-12) 第9563号	土木工事業 とび・ 土工工事業及び水 道施設工事業に關 する一般建設業の 許可	平成15年12月 12日
平成15年 12月22日	株式会社峰組 杵島郡江北町山口 1398番地 1	峰 英太郎 佐賀県知事許可 (般-12) 第0930号	造園工事業に関する 特定建設業の許 可	平成15年11月 13日	平成16年 1月20日	インボートハウス株 式会社 佐賀市木原二丁目22 番1号	重松 彰 佐賀県知事許可 (般-11) 第9256号	建築工事業に關す る一般建設業の許 可	平成15年12月 15日
平成15年 12月24日	梁井建設 鳥栖市加藤田町二丁 目101番地15	梁井 善広 佐賀県知事許可 (般-10) 第0126号	土木工事業に関する 一般建設業の許 可	平成15年12月 10日					

平成16年 1月21日	唐津建設 唐津市佐志南3874番 地1	通山 久人 佐賀県知事許可 (般-11) 第9449号	土木工事業 とび・ 土工工事業、石工 事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年12月 25日
平成16年 1月23日	西九州建設株式会社 多久市北多久町小侍 671番地3	福島 豊 佐賀県知事許可 (特-14) 第631号	建築工事業及び管 工事業に関する一 般建設業の許可	平成15年10月 16日
平成16年 2月 2 日	古賀設備 神埼郡千代田町渡瀬 827番地	古賀 優 佐賀県知事許可 (般-13) 第3642号	管工事業及び水道 施設工事業に関する一般建設業の許 可	平成15年11月 21日
平成16年 2月 3 日	森工務店 小城郡牛津町乙柳 1268番地1	森 政樹 佐賀県知事許可 (般-14) 第3001号	建築工事業に関する一般建設業の許 可	平成15年12月 5日